

令和4年第8回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年8月12日（金） 午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員（16人）

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹

4. 欠席委員（4人）

	3番	狩野 雅史
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	20番	堀井 吉夫

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 報告 第22号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について（利用権貸借）

日 程 第 6 議案 第25号 非農地証明交付申請の発行について

日 程 第 7 報告 第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第21号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 9 報告 第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号3番 狩野委員、13番 中村委員、14番 奥委員、20番 堀井委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、9番 西村委員、10番 森澤委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号12番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号12番について説明します。</p>

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは奈島においてお茶、水稲を中心に適正に耕作されていることを●
●委員から確認しております。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を
満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定
します。

受付番号13番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号13番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市富野 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。兼業農家ですが、家族で農地は適正に管理されており問題ないと
考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を

満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号14番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号14番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●● 親権者 ●● ●●
です。

権利の種類は3条の無償移転です。

●● ●●さんは、●● ●●さんの孫です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も家族で管理される
ので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を
満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定
します。

受付番号15番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号15番について説明します

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており、親族間での移動であり問題ないと
考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号25番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号25番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市中 地目は畑 面積793平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市中 ●● ●●

譲受人は 城陽市中 ●● ●●

自己事業用の露天駐車場および露天資材置場として利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。南側北側は宅地、西側は畑、東側は道路です。

雨水排水は自然浸透とします。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

管理課からは、

- ・申請地付近に存する里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議を行ってください。
- ・申請地北側に存する市道を取り込まないように注意してください
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは、

- ・宅地造成工事規制区域であり山城北土木事務所と協議してください。

との意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について事務局から報告をお願いします。

事務局 青谷担当●●委員から、現地調査により周辺農地の耕作に影響がないことを確認しましたとの報告を受けております。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号26番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号26番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 地目は畑 面積548平方メートルのうち17.22平方メートル 他2筆 合計面積 901平方メートルのうち101.59平方メートル

賃貸借です。

貸付人は 城陽市富野 ●● ●●

借受人は 城陽市富野 ●●●●●●●●●● ●●● ●● ●●です。

●●●●●職員用駐車場として拡張し利用するためです。

平成28年7月に敷地内隣接地を駐車場として転用許可しています。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。南側西側は畑、北側は●●●、東側は駐車場です。

雨水排水は自然浸透とします。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地は自己所有地です。

内川土地改良区からは、

- ・ 近隣農家の了解を得て、迷惑をかけないようにして下さい。
- ・ 用水並びに排水及び農道については従来の権利を損なわないようにして下さい。
- ・ 工事中、排水については汚水等を流さないようにして下さい。
- ・ 工事中、交通安全について十分留意して下さい。

都市政策課からは、

- ・ ●●●●●敷地との一体利用について山城北土木事務所と協議して下さい。

農政課からは、

・周辺農地に影響がないように配慮してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について私から報告をいたします。

会 長 ●●●●●の隣接地であり、駐車場拡張の為の転用となり周辺農地に影響はないので許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および私から説明及び報告をいたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 駐車場拡張のための申請ですが、本当に必要である根拠として、平成28年当時の職員数および駐車台数の数字と、職員の増加人数、駐車台数の必要台数として何台必要なのか教えて頂きたい。

会 長 平成28年の転用申請は、●●●の時の職員用駐車場であり、●●●になり駐車台数が不足となったので今回の転用申請となりました。

事務局 ●●●以前は職員および送迎用の駐車場を、6カ所において確保していたが現在の駐車場を拡張して利用するための申請です。平成28年当時の数字ではありませんが現在は●●208名で最終的に240名に増員予定の計画です。増員予定により現在の職員数は50名から10名増加して60名体制としておられます。

●●委員 当初の●●●建築時の計画時において駐車場の必要性は分かっていると思うが、後から必要となったからという理由で申請されるのは良いのでしょうか。

事務局 以前の申請時には●●の増加による駐車場の必要性があるかもという説明はされており事務局としては受付しました。

会 長 当初の●●●計画時に示しておくのが妥当であったと思いますが、職員の駐車台数が現在は何台で、●●の送迎用駐車スペースは何台必要なのかを、事務局から次回の定例総会で補足説明して下さい。

他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(賛成多数)

賛成多数により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号36番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号36番について説明します。
本案件は令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市久世 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 ほぼ毎日、収穫にいられており適格性に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号36番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号37番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号37番について説明します。
本案件は平成29年10月1日～令和4年9月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●● ●●さんの子で家族で上津屋でお茶を中心に耕作されています。適格性に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号37番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号38番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号38番について説明します。
本案件は令和1年10月1日～令和4年9月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは上津屋地域においてお茶、水稻を適正に耕作されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号38番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号39番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号39番について説明します。
本案件は令和1年10月1日～令和4年9月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市上津屋 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●さんは上津屋地域においてお茶、水稻を適正に耕作されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号39番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第25号 非農地証明交付申請の発行についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、三重県津市 ●● ●●です。
平成21年3月に相続移転しました。
市街化調整区域、農業振興地域ではありません。
府道山城総合運動公園城陽線、南中芝交差点から東へ約●●●mの北側です。
府道道路工事用地買収による残地で、道路擁壁のため道路に接しておらず擁壁の上に存在します。
現状は山林で隣接農地はありません。

西側隣接地は宅地、北側東側の隣接地は山林、南側は道路擁壁です。
かねてから検討しております非農地判断については、別紙の判断基準をもとに
現地調査をしていただきました。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。道路からも接しておらず、農地としては該当しないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第7、報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決
しました。受付番号18番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号18番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第21号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決し
ました。受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積259平方メートル

届出者は 城陽市平川 ●● ●、●● ●です。

場所は市街化区域です。

住宅建築のためです。

雨水は前面道路側溝に排水、雑排水は公共下水道に接続します。

管理課からは、

- ・申請地北側に存する市道を取り込まないように注意してください
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

都市政策課からは、

- ・建築行為にあたっては事前に都市政策課と協議してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりであり、市街化区域農地であり問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。
土地の所在は城陽市市辺 他3筆
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。
城陽井手木津川バイパス用地買収のためです。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第8回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員